

国民健康保険

国民健康保険制度の適用適正化について



国民健康保険の届け出は、町住民生活課窓口で

国民健康保険の届け出を忘れない

国民健康保険は、職場の健康保険（共済・船員保険も含む）の被保険者およびその被扶養者を除く、すべての人に加入していただく制度です。社会保険と国民健康保険の両方の保険証を持っている人は、国民健康保険の資格喪失届けが必要です。

また、同じ世帯に会社の健康保険の加入者がいる場合、その保険の被扶養者として認定されることがあります。

扶養認定ができるかどうか、お勤め先に相談してから手続きをしてください。

制度の健全な運用のために、国保の適用適正化についてのご理解とご協力をお願いします。

健康保険の被扶養者の要件

健康保険の被扶養者は、主として被保険者の収入で生計を維持している人で、次の要件に該当する人です。

被扶養者の範囲

① 被保険者と同居していなくてもよい人

- ・ 配偶者（内縁関係でもよい）
 - ・ 子、孫および弟妹
 - ・ 父母、祖父母などの直系尊属
- ② 被保険者と同居していることが条件の人

- ・ 兄弟、伯叔父母、甥姪などとその配偶者
- ・ 孫、弟妹の配偶者
- ・ 配偶者の父母や子など3親等内の親族
- ・ 内縁関係の配偶者の父母と子
- ・ 内縁関係の配偶者死亡後の父母と子

被扶養者の年収の目安

- ① 年収130万円未満で、扶養する人の年収の半分未満であること
- ② 60歳以上または一定の障がい者の場合は、180万円未満であること

※給与や年金、失業保険などすべての収入が対象となります。

産業後継者育成

配偶者相談員の紹介 ②

沼田峰子さん（府領区）

料理教室を通して、何か役に立っていないかと考えていたら、甲佐町には大変素晴らしいものがありました。「甲佐町産業後継者育成対策協議会」という長く堅苦しい名称ですが、要するに結婚活動のお手伝いをするのが私たち相談員の役目です。

甲佐町に住む独身の男性や女性、そして町外の独身女性など、すでに登録者は100人を超えています。

6月は「やな場」、8月は「川平キャンプ場」、10月は「ミルク牧場」で交流会を行い、今月は阿蘇方面で「縁結びツアー」が行われます。年が明けて、2月は何と言っても「バレンタインデー」です。今まで培わ

「ふれあい交流会」の登録者募集のお知らせ



配偶者相談員を務める沼田さん（府領区）

れてきた思いをバレンタインのケーキづくりに込めてみませんか？料理が苦手な男性でも私が丁寧に指導し、共同作業なので楽しめますよ。今までも数組ずつのカップルが誕生し、いいお付き合いが出来ている方もいらつしやいます。

一步踏み出して、参加してみませんか。私たち相談員が「出会い」のお手伝いを出来ればと思います。

事務局からのお知らせ
登録者・参加者を募集中

11月現在で、登録している女性は85人まで増えています。独身男性（現在29人登録）の皆さんの積極的な参加をお待ちしています。

また、町内在住の独身女性の皆さんも、ぜひご参加ください。

▼対象者

- ・ 男性
本町在住で20歳〜49歳の独身男性
- ・ 女性
20歳〜49歳の独身女性

▼お申し込み・お問い合わせ先

- ・ 甲佐町産業後継者育成対策協議会「ふれあい交流会」専用ダイヤル
- ☎080・1705・5339
（事務局・藤本）
- ・ 「ふれあい交流会」専用メール

☒kosa_hu-kouryukai@docomo.ne.jp

町住民生活課 ☎096-234-1111(内線106) ☒k1g204@town.kosa.lg.jp

町産業振興課 ☎096-234-1111(内線153) ☒k1g206@town.kosa.lg.jp

史跡「陣ノ内館跡」発掘調査レポート# 5



陣ノ内館跡から緑川と対岸の堅志田城を望む

■ 徒歩による見学で楽しむ陣ノ内館跡

県内には、中世から近世にかけて500以上の城（跡）があります。

そのほとんどが城の近くまでしか車では行けず、本丸や天守といった城の中心部には徒歩で向かうこととなります。これはもちろん、城の周囲には堀や堀、旧道など古い遺構があるため、それらを保護する観点からの配慮です。しかし、歩いて向かうことで多くの発見をすることができ

ます。例えば、陣ノ内館跡では、南側の斜面から登ると、まず急な斜面が目に入ります。ここを登って行くと、斜面中腹あたりで「互い違い」に切り開かれた階段状の地形が延々と続きます。それらを超えて、あと一段

登れば城の中心部だと思つたところに、現在は埋め戻されてしまつた堀が目の前に広がります。それを越えたところで、ようやく城の中心部に到達できます。

また、北側の湯田方面から登ると、尾根筋からすぐに館跡の目の前まで来ることが出来ます。しかし、目の前には幅20m、深さ5mの堀が広がり、さらにその後ろに積まれた高さ5mの土塁が立ち入ろうとする人た

ちを圧倒します。これらを越えて直接入ることはほぼ不可能です。そのため、内部に入るには、この堀と土塁を西側か南側に向かつて大きく迂回（うかい）しなければなりません。南北いずれかのルートを登つて、やつと城の中心部に着くと、目の前に広がる大きく蛇行した緑川の流

町教育委員会社会教育課 ☎096-234-1111(内線324) ✉klg110@town.kosa.lg.jp

■ 男女で共に携わる家族の介護

平成9年に介護保険法が策定されて10年以上が経ち、介護に関わる人

もずいぶん変わってきています。当初は、40〜50歳の主婦が介護するのは当たり前と考えられていたのが、近年では、男性の介護者が増えつつあります。

私の義母は3年前から認知症の症状が現れ、要支援の認定から始まり、現在では要介護に至つて、施設の利用ができるようになりました。

介護施設を利用する中で、私は毎月、家族を対象とした「いのちの講座」に参加し、介護についていろいろなることを勉強しています。「認知症サポーター養成講座」、「介護予防講座」と、一見難しいように聞こえますが、実演を交えながらの介護ス

タッフの分かりやすい講座に、感心しながら受講しています。

講座には、男性の介護者も参加されています。それは、夫介護者・息子介護者の皆さんで、慣れない中にも一生懸命な様子がかがえます。

以前は、介護をするのは女性が当たり前、男性なんてとんでもないと思われがちで、家事、子育てに限らず介護も責任の多くは女性が担つて

おり、在宅介護は、それは大変でした。男は仕事、女は家庭といったように、性別による固定的な役割分担を見直すことが、家族のきずなの前提になるのではないのでしょうか。

わが家では、母の介護を家族全員でやっています。夫も息子たちも協力的なので、とても助かっています。穏やかな人生を過ごすためにも、家庭生活や地域生活において、男女が

共に支え合うような意識づくりが、男女共同参画社会の実現には大切だと思ひます。

寒くなってきました。こたつの中で家族と話し合つてみるのも、いかがでしょうか。 (T・N)

▼お問い合わせ先

甲佐町男女共同参画社会推進懇話会（事務局・町住民生活課内）

☎096-234-1111
(内線102)

大切な家族の介護にも男女共同参画の意識を



男女を問わず共に家族を支え合う(画像はイメージ)